

参考：用語解説及び算定の概要

<p>実質赤字比率</p>	<p>一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を実質赤字比率という。</p> $\text{実質赤字比率(\%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = -(\text{なし})$ <ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質赤字額 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額 ※ 本県の一般会計等に属する会計 一般会計、母子寡婦福祉資金特別会計、農業改良資金等特別会計、中小企業振興資金特別会計、証紙収入整理特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計、土地先行取得事業特別会計、県有林事業特別会計、林業・木材産業資金特別会計、公債管理特別会計 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額) <p>【本県の状況】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計等の実質赤字額(△は黒字)</td> <td>△26,212</td> <td>△26,205</td> </tr> <tr> <td>標準財政規模</td> <td>398,035</td> <td>398,678</td> </tr> </tbody> </table>		H26	H25	一般会計等の実質赤字額(△は黒字)	△26,212	△26,205	標準財政規模	398,035	398,678																		
	H26	H25																										
一般会計等の実質赤字額(△は黒字)	△26,212	△26,205																										
標準財政規模	398,035	398,678																										
<p>連結実質赤字比率</p>	<p>全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する割合を連結実質赤字比率という。</p> $\text{連結実質赤字比率(\%)} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = -(\text{なし})$ <ul style="list-style-type: none"> 連結実質赤字額:イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額 イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額 <p>【本県の状況】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結実質赤字額(△は黒字)</td> <td>△63,113</td> <td>△63,021</td> </tr> <tr> <td>一般会計等</td> <td>△26,212</td> <td>△26,205</td> </tr> <tr> <td>岩手県流域下水道事業特別会計</td> <td>△861</td> <td>△1,303</td> </tr> <tr> <td>岩手県港湾整備事業特別会計</td> <td>△1,390</td> <td>△3,241</td> </tr> <tr> <td>岩手県立病院等事業会計</td> <td>△19,967</td> <td>△18,307</td> </tr> <tr> <td>岩手県電気事業会計</td> <td>△14,260</td> <td>△12,965</td> </tr> <tr> <td>岩手県工業用水道事業会計</td> <td>△423</td> <td>△1,000</td> </tr> <tr> <td>標準財政規模</td> <td>398,035</td> <td>398,678</td> </tr> </tbody> </table>		H26	H25	連結実質赤字額(△は黒字)	△63,113	△63,021	一般会計等	△26,212	△26,205	岩手県流域下水道事業特別会計	△861	△1,303	岩手県港湾整備事業特別会計	△1,390	△3,241	岩手県立病院等事業会計	△19,967	△18,307	岩手県電気事業会計	△14,260	△12,965	岩手県工業用水道事業会計	△423	△1,000	標準財政規模	398,035	398,678
	H26	H25																										
連結実質赤字額(△は黒字)	△63,113	△63,021																										
一般会計等	△26,212	△26,205																										
岩手県流域下水道事業特別会計	△861	△1,303																										
岩手県港湾整備事業特別会計	△1,390	△3,241																										
岩手県立病院等事業会計	△19,967	△18,307																										
岩手県電気事業会計	△14,260	△12,965																										
岩手県工業用水道事業会計	△423	△1,000																										
標準財政規模	398,035	398,678																										
<p>実質公債費比率</p>	<p>一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を実質公債費比率という。</p> $\text{実質公債費比率(\%)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$ <p style="text-align: center;">(3か年平均) = 20.4%</p> <ul style="list-style-type: none"> 準元利償還金:イからホまでの合計額 イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額 ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ホ 一時借入金の利子 																											

将来負担比率
(つづき)

【本県の状況】H25

(単位:百万円)

	将来負担額	充当可能基金額	特定財源見込額	基準財政需要額 算入見込額	差引
イ.に係るもの	1,521,981	40,098	44,350	802,703	634,831
ロ.に係るもの	9,822	-	3,717	1,874	4,232
ハ.に係るもの	91,081	-	-	36,391	54,690
ニ.に係るもの	-	-	-	-	-
ホ.に係るもの	187,289	-	-	-	187,289
ヘ.に係るもの	182	-	-	-	182
ト.に係るもの	-	-	-	-	-
チ.に係るもの	-	-	-	-	-
特定できないもの		79,079	-	-	△79,079
合計	1,810,355	119,177	48,066	840,968	802,144
標準財政規模					398,678
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額					72,920

資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合を資金不足比率という。

$$\text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = -(\text{なし}) \quad (\text{【本県の状況】に記した5会計全て})$$

・資金の不足額

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額:事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事業がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額-受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

【本県の状況】

(単位:百万円)

	H26		H25	
	資金不足額※	事業の規模	資金不足額※	事業の規模
岩手県流域下水道事業特別会計(法非適)	△861	3,813	△1,303	3,848
岩手県港湾整備事業特別会計(法非適)	△1,390	342	△3,241	691
岩手県立病院等事業会計(法適)	△19,966	87,276	△18,307	87,095
岩手県電気事業会計(法適)	△14,260	4,710	△12,965	4,243
岩手県工業用水道事業会計(法適)	△423	851	△1,000	902

※ △は資金余剰